

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の 申請時期や方法について

問町民福祉課 福祉係 ☎52-5810

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者を支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されます。

町では、給付金の支給要件に該当すると思われる人がいる世帯に、4月中旬から申請書と詳しい資料を送付します。この申請手続きは郵送での受付も可能となっておりますのでご利用ください。

※窓口での混雑を避けるため、受付期間中は町役場1階保健室に給付金の専用窓口を開設します。
また、この期間中、給付金に関する専用電話(☎53-3211)を設置しますので、ご利用ください。

【支給要件】

◇支給対象者

- ・昭和27年4月1日以前に生まれた平成27年度分の住民税が課税されていない人

※ただし、以下の人は除く

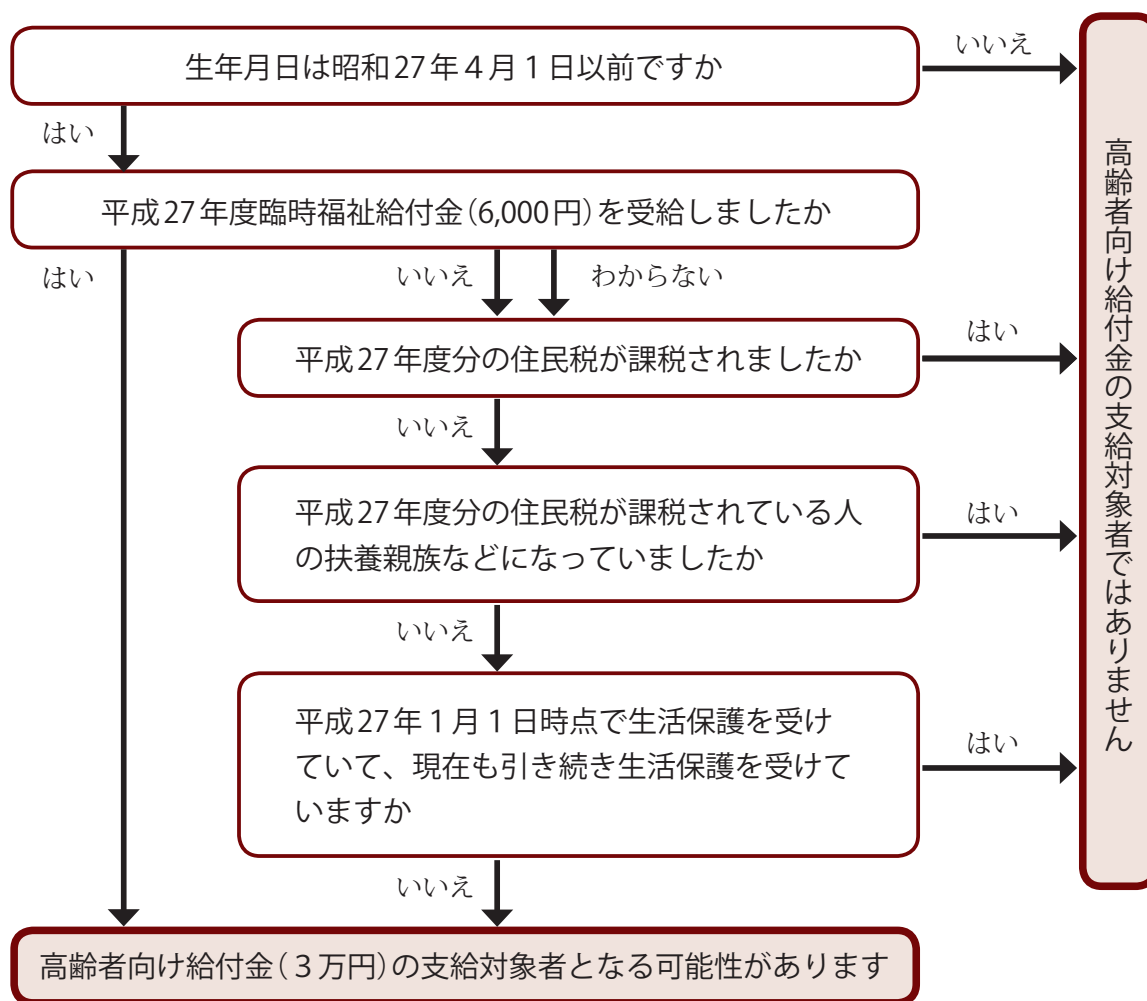
- ・平成27年度分の住民税が課税されている人の扶養親族などである場合
- ・生活保護の受給者である場合 など

◇支給額 1人につき 30,000円

◇申請期間

4月18日(月)～7月19日(火)
(土日・祝日を除く)

支給対象者診断チャート「高齢者向け給付金」



対象者診断チャートで確認し、支給要件に該当すると思われる人で、4月下旬を過ぎてもお手元に申請書などが届いていない場合や、ご不明な点がある場合は、町民福祉課までお問い合わせください。

障がいを理由とする差別をなくすために 障害者差別解消法 が スタートしました

問町民福祉課 福祉係 ☎52-5810

平成28年4月から始まった障害者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすための基本的な項目や、行政機関(国や地方公共団体など)・民間事業者(会社やお店など)の対応方法などについて定めたものです。

この法律は障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指したもので、どういうことが差別になるのかをきちんと判断できる物差しを法律で定めるとともに「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

○不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障がいがあるということでサービスの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。

具体的には

- ・お店に入ろうとしたら車いすを理由に断られた
- ・障がいを理由にアパートを貸してもらえなかった

○合理的配慮の提供

障がいのある人から、困っていることを取り除いてほしいなど何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、問題を解決するための合理的な配慮が求められます。困難な状況を解決するために、相手の障がいに合ったやり方や工夫による対応を行わないことは、差別に当たります。

具体的には

- ・施設内の段差があるところでサポートする
- ・難しい漢字にふりがなをつける
- ・障がいのある人に合った方法(筆談・読み上げなど)で対応する



○誰もが暮らしやすい社会を目指して

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関(国、地方公共団体など)と民間事業者(会社、お店など)で禁止されます。合理的配慮の提供は、行政機関は必ず行う必要がありますが、民間事業者はできるだけ行うことになっています。合理的配慮をするために、費用や負担が重すぎる場合などは、他の工夫や、やり方を考えることになります。

障害者差別解消法は行政機関や民間事業者などを対象とした法律です。しかし、社会から差別をなくすためには、全ての人が障がいへの理解を深めることが必要です。障がいを理由とする差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会を目指して、それぞれの立場で考え、行動していきましょう。